土交通省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百八十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、地方公共団体若しくは港務局又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有している株式会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の国土交通省令で定める場合において、港湾運営会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3　前項の場合において、港湾運営会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなった者（以下この条において「特定保有者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、特定保有者になった旨その他国土交通省令で定める事項を当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に届け出なければならない。

4　第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となった日から三月以内に、港湾運営会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

5　次の各号に掲げる場合における前各項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。

一　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、港湾運営会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合　当該対象議決権

二　株式の所有関係、親族関係その他の国土交通省令で定める特別の関係にある者が港湾運営会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合　当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権

6　前各項の規定の適用に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（対象議決権保有届出書の提出）

第四十三条の二十二　港湾運営会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（地方公共団体及び港務局以外の者に限る。以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつた者は、国土交通省令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該港湾運営会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他国土交通省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を当該港湾運営会社の指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなければならない。

2　前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査）

第四十三条の二十三　前条第一項の規定により対象議決権保有届出書の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書類その他の物件の検査（当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

2　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（発行済株式の総数等の公表）

第四十三条の二十四　港湾運営会社は、国土交通省令で定めるところにより、その発行済株式の総数、総株主の議決権の数その他の国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

附則中第二項の前の見出し及び同項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項の前の見出し及び同項から第十四項までを削り、第十五項を第三項とし、第十六項から第十八項までを十二項ずつ繰り上げる。

附則第十九項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第二十項中「附則第十五項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第二十一項中「附則第十五項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第二十二項中「附則第十六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第二十三項中「附則第十七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第二十四項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「附則第十八項及び第十九項」を「附則第六項及び第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第二十五項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第二十一項」を「附則第二十二項若しくは第二十三項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第二十六項中「附則第二十一項」を「附則第九項」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第二十二項若しくは第二十三項」を「附則第十項若しくは第十一項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則中第二十七項を第十五項とし、第二十八項を第十六項とし、附則第二十九項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第三十項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第三十一項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の見出し及び十二項を加える。

（特定の国際戦略港湾の港湾運営会社の指定に関する特例）

20　国土交通大臣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から三月以内に国際戦略港湾（第四十三条の十一第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この項及び附則第三十項において同じ。）における第四十三条の十一第一項の申請がなかつた場合又は同日から三月以内に同項の申請をした者の全てについて同項の指定をしないこととした場合であつて、当面同項の指定をする見込みがないと認めるときは、その埠頭の管理運営の状況その他の状況を勘案して国際戦略港湾の埠頭群の区分を指定し、当該埠頭群の区分ごとに、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、一を限つて、当該区分に係る埠頭群の部分（以下「特定埠頭群」という。）を運営する者（以下「特例港湾運営会社」という。）として指定することができる。

一　特定埠頭群の運営の事業の内容が国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。

二　前号に掲げるもののほか、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。

三　特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。

四　国際戦略港湾において特定埠頭群に含まれない埠頭（特定埠頭群の周辺の国土交通大臣が指定する区域内に存するものに限る。）を運営する場合にあつては、当該埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することが国際戦略港湾における特定埠頭群の運営の効率化に資するものであること。